

「ALL RIGHT」



(オーライ) 「大丈夫／うまくいく (All Right!)」
「誰にも (All)、幸せになる権利 (Right) がある」

Vol.3
2024年4月

●杉並支部、キックオフイベント

「立ち直り杉並」、始動！

——地域に幅広く参加を呼びかけ、交流促進

東京社会福祉士会立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部杉並支部（略称「立ち直り杉並」）による「キックオフイベント」がさる3月16日、阿佐ヶ谷地域区民センターで開催されました。本事業では各支部の創意工夫による「ネットワーク構築」こそが根幹となりますが、支援者のみならず「関心・興味のある人」も含めて地域に幅広く参加を呼び掛け、出会い・交流促進まで行ったイベント開催は、本事業の枠組みにおいて、ここ杉並が“初”となります。

講演、全員自己紹介、交流会

同日は、第1部で法務省東京矯正管区で更生支援施策の運営管理に携わっている大橋由美子氏（立ち直り杉並副支部長）による講演や活動レポート、第2部で参加者全員による自己紹介（立ち直り支援に寄せる思いやエピソードの披歴含む）が行われました。さらに番外編として、カフェに場を移しての交流会（自由参加）が持たれ、これに出席者の大多数が参加。お互い知り合う機会が創出されました。



開会挨拶をする市川明美支部長（こちら向きの右端1人目）

もくじ

- 「立ち直り杉並」、キックオフイベント開催…………… 1
地域に幅広く参加を呼びかけ、交流促進
講演「再犯防止・更生支援施策の現状と地域連携の課題」…………… 2
法務省東京矯正管区更生支援企画課 大橋由美子氏
- 広域ネットワークシンポジウム開催…………… 5
共に生きる、輪を広げる（居住支援、障害者支援、女性支援）
- 地区会等への「事業説明会」を随時開催しています！…………… 8
直近の説明会の模様をご紹介します

- 基礎的研修1：市販薬と大麻の乱用・依存を考える…………… 10
- 立ち直り支援FAQ…………… 12
- 司法福祉ニュースレター…………… 14
第2次再犯防止計画——ぜひ“地元”の状況をご確認あれ
施行まで1年余、拘禁刑創設と保護観察付執行猶予の見直し
- 2023年度事業報告…………… 15
- リレーコラム「立ち直りに関わっていくということ」…………… 16

開会挨拶

例外なく、「ともに生きる」社会づくりを

立ち直り杉並・市川明美支部長

「立ち直り杉並」は、必要に応じたソーシャルアクションを起こしながら、幅広い視野で総合的に立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり、チームづくりを行い、差別や偏見の目を向けられやすい人も含めて、誰一人取り残さない例外なき社会的包摂と、罪を犯した過去があってもそれをもって孤立においやられたり、生きづらさに圧倒されることのないように、支え合いの輪に包摂していける、地域共生社会、ともに生きる社会づくり、明るい社会づくりを目指しております。本日は、ご参加の皆様とともに、人とのつながりや意見交換、交流の場とさせていただければと思います。

講演

「再犯防止・更生支援施策の現状と地域連携の課題」

法務省東京矯正管区更生支援企画課 大橋由美子氏
(立ち直り杉並副支部長)立ち直り支援が必要な理由
ひとりでは克服困難な生きづらさ

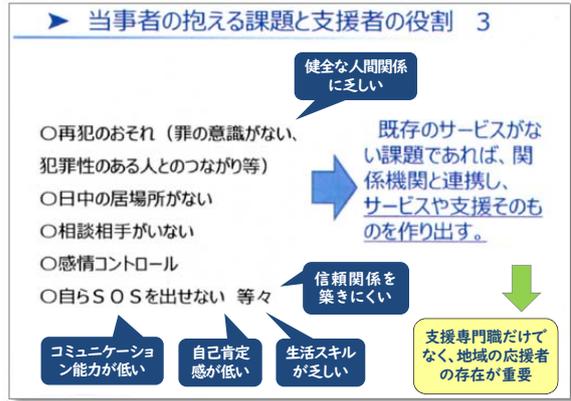
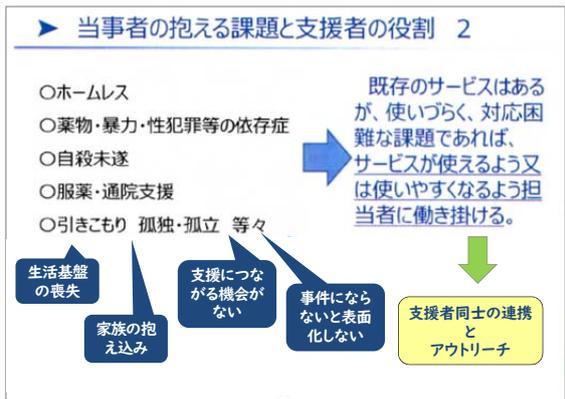
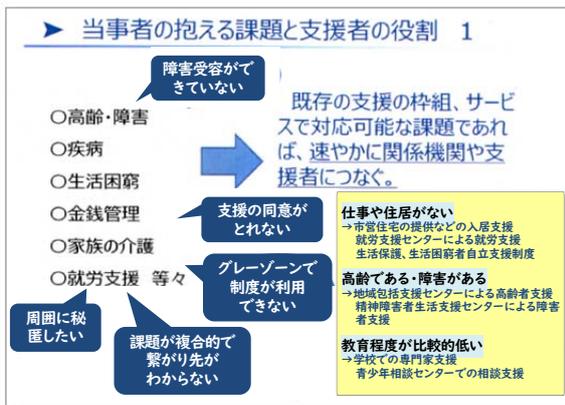
大橋氏はまず、昨今の犯罪をめぐる状況について、▼約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われていること▼再犯者率(検挙人員に占める再犯者の割合)は一貫して増加していること——をデータで示し、「市民が安全・安心に暮らせる地域社会を構築するうえで犯罪や非行をした人の再犯をいかに防止するかが、刑事司法における課題になっています」と概説。

さらに、入所受刑者・少年院入院者の状況に関して、▼犯罪時に無職だった者が約7割▼住居不定だった者が約2割——というように、生活の基盤を欠く状況にあった人が多く含まれることや、近年の傾向として、①65歳以上の入所受刑者が20年間に1.5倍、70歳以上の入所受刑者は約2.8倍に増え、刑事施設内の高齢化が進行していること、②ここ15年の間に、精神障害を有すると診断された者の割合が、刑務所新収容者で2.5倍、少年院新収容者では4.5倍に拡大していること、③少年院入院者のうち「虐待を受けた経験」のある少年の割合が増加し、現在43.2%、女子に限れば69.8%に達しているこ

と——をデータで示し、「犯罪や非行の背景には、様々な生きづらさがあり、出所後に社会に戻っても、本人の努力だけで安定した暮らしを送ることが難しくなっています。個々の事情に応じた支援が必要ですが、孤立していると、自ら支援を求めることも難しくなります。社会の側から、支援につなげるために手をさしのべることが必要です」とした。

当事者の課題は千差万別 立ち直りはかかる様々な障壁

とはいえ、一口に支援が必要といっても、当事者の抱える課題は千差万別であり、大橋氏は「既存の制度やサービスで対応できる課題もあれば、そうでないものもあります。対応できる課題のなかにも、つなぐ際に障壁が存在する場合が少なくありません」として、当事者の抱える課題と支援者の役割、“障壁”を整理したスライドを示した（下図：拡大してご覧ください）。



支援者の役割として、

- ①既存の制度やサービスで対応できるものは速やかに関係機関や支援者につなぐこと
- ②既存のサービスが使いづらく対応困難な課題については、サービスが使いやすくなるよう担当者に働き掛けること
- ③地域に適切なサービスがない課題については、関係機関と連携し、地域にサービスや社会資源を作り出すこと

の3点を挙げたうえで、「(図中の) 吹き出しにあるような課題が背景にあることを理解し、本人がもつ強みにも着目して、各分野の専門職とともに当事者に寄り添いながら関わっていく必要があります」と述べた。

立ち直りを温かく見守る 「応援・賛同の輪」を広げる

そのうえで大橋氏は、地域で当事者の支援を進める際のポイントとして、「支援者だけで孤軍奮闘するのではなく、生きづらさを支援することへの『理解者』や、支援者を応援してくれる『人の輪』を広げていくことが大事です」と指摘。犯歴に対する悪いイメージを直ちになくすのは容易ではないとしつつも、「生きづらさの結果が犯歴に現れているという側面について理解を広め、支援を必要とする一般の方と同じように、応援・賛同してくださる方を増やしていくことが求められます」との認識を示した。

「理解を広める」ために必要な取り組みにつ

いては、「再犯防止に関する世論調査」（平成30年・内閣府）において、立ち直りに協力したいと思わないと回答した人の大半が、理由に「対応方法がわからない」「立ち直りの姿が見えないから不安」を挙げており、「情報不足」が賛同者拡大のボトルネックと示唆されたことから

- ①必要な情報を送り届けるという広報啓発
- ②立ち直りに努力している当事者と触れ合う機会を作り、生の姿を見てもらうこと

——の2点がポイントになると指摘。

関東一円の広域ネットワークと地域密着の「ご当地ネットワーク」

これらの取り組みは、実は既に法務省東京矯正管区更生支援企画課（同省関東地方更生保護委員会と協働運営）の施策として具現化されている。2021年6月から発足した「[関東更生支援ネットワーク](#)」である。更生支援に関心を寄せる人であれば誰でも気軽に登録でき、登録者には定期的にメールマガジンが配信され、セミナーやスタディーツアー（施設参観等）を通じて、普段の暮らしでは知り得ない再犯防止・更生支援に関する情報に触れる機会が提供される、というものだ。支援に携わる人たちの緩やかなネットワークが構築されるように、との狙いもある。

大橋氏は、この取り組みについて紹介。「更生支援への参画に心理的抵抗が少ないながらも、将来の行動につながる選択肢が用意できないかということで企画され、立ち上げられたものですが、発足してから3年弱で345名の方に登録いただいています。多士済々、様々な分野・お立場の方が登録されています。皆様もよろしければ、ご登録をお願いします」と、会場参集者に登録を呼びかけた。



←こちらをクリックすると、パンフレットが開きます

同ネットワークと「立ち直り杉並」の“違い”については、「関東更生支援ネットワークは理解促進を目的とした広域型のネットワークです。一方で、支援者同士の顔の見える関係性を深め、より具体的な課題を解決するためには、双方向性がある地域性を考慮できる『ご当地版のネットワーク』が必要です。それが、立ち直り杉並です」と整理。「この立ち直り杉並の活動が、地域のあらゆる社会資源同士をつなぐ役割を果たせたらと思います」と抱負を述べた。

（文責：東京社会福祉士会広報推進本部）



● 広域ネットワークシンポジウム

共に生きること、輪を広げること

東京社会福祉士会主催による「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業：広域ネットワークシンポジウム」がさる2月12日、オンラインと会場参集のハイブリッド形式で開催されました。第1回となる今回は、「居住支援・障害者支援・女性支援」に焦点を当て、それぞれの分野のエキスパートでおられる秋山雅彦氏（自立支援センターふるさとの会理事）、石川恒氏（生きにくさを抱えた障害者等の支援者ネットワーク代表理事）、橋本久美子氏（風テラスアドバイザー）を演者に迎え、全国更生保護法人連盟理事長の今福章二氏の司会により、立直り支援と絡む各分野でのネットワーク構築の現状と展望について掘り下げていただきました。以下、概要を報告します。



「居住支援」分野から

秋山雅彦氏

特定非営利活動法人
自立支援センターふるさとの会 理事
居住支援法人(株)ふるさと代表取締役



まずは住まい確保、 必要に応じたケアを順次拡充

秋山雅彦氏が理事を務める「ふるさとの会」は、居住支援・生活支援・就労支援を三本柱に事業展開する法人グループであり、東京都から指定を受けた居住支援法人である。

1990年に山谷地域を中心にホームレス支援

を行う「ボランティアサークルふるさとの会」としてスタートし、99年にNPO法人の認証を受け、以後、空き家や工場や寮を改装して、サポータティブハウスに作り変え、支援・ケアのネットワーク構築に取り組んできた。「事業を継続するうちに明確化してくるニーズもあるので、柔軟に事業を拡大してきました」と秋山氏は言う。

「たとえば、ホームレスの自立支援センターから退所される方に住まいや支援の提供を行っている」と、精神障害を抱えた人が多いことがわかってきました。そこで、精神障害者向けのグループホームを作った。また、サポータティブハウスが増えてくるとセントラルキッチンが必要じゃないかということで、給食センターを作

った。そんな感じで、必要なものを制度を活用しながら拡充して、今日に至ります。更生保護法人を設立して、更生保護対象者向けの相談支援も担っています」

「隣人トラブル」への対応も 居住支援の必須事項

不動産業を行う法人も設立し、住宅確保要配慮者向けの住まい確保にも取り組んでいる。

「山谷や向島などのエリアで、老朽アパートや空き家をリフォームして、低家賃・低所得者向けの住まいとして再開発を進めています。これらの住まいに生活困窮者、高齢者、障害者、刑務所出所者、子育てひとり親世帯など、住宅確保要配慮のさまざまな方が入居できるようニーズに応じて個別適切に支援しています」

「また、これはふるさと不動産の特長的な取り組みですが、入居者の起こす『隣人トラブル』に対しても、適宜対応することとしています」

それはどういうことなのか。秋山氏は続ける。「住宅確保要配慮者の住まいを確保するうえで、私どもは『居住者にかかるトラブル対応』がポイントになると考えています。必須事項と言っていい。これがなされていないから、多くの方が退去させられる現実があると考えます」

「障害者支援」分野から

石川 恒氏

生きにくさを抱えた障害者等の
支援者ネットワーク 代表理事



いまなお続く 福祉業界の“当事者意識”の低さ

「私は、罪を犯した方が福祉の支援の場にいるのは“当たり前”のことだと思っていました。

しかし、実際はそうではなかった」

支援の困難な知的障害者を積極的に受け入れる、関東近県の入所施設の施設長であった石川恒氏は、40年前の入職時を振り返って、当時の勘違いを披歴した。

「罪を犯した知的障害者の入所を受け入れる施設は、ほとんどありませんでした。私の勤める施設は、他に行き場のない人の受け皿となる方針を貫いていたから（『最後の施設』などと言われていた）、結果として、罪を犯した人も一定程度含まれていたのです」

罪を犯した障害者に対する福祉業界の及び腰の姿勢は、40年を経過した今日になっても変わらないと、石川氏は指摘する。

「制度上は『地域生活定着支援センター』が確立されましたが、それはあくまでも“つなぐ仕組み”ができただけのこと。つなぐ先である福祉の施設・事業所における受け入れ体制は、未だ不十分といわざるをえません。立ち直りへの支援を『福祉の課題』として捉える問題意識が、福祉の側には極めて薄いように思えます」

では、福祉はどう変わらなければならないのか。どうすれば変わることができるのか。石川氏は、こう付け加えた。

「思うにみなさん、犯罪を犯した人を『いい人にしなくては』という気負いがあるのではないのでしょうか。でもそれは無理。大事なものは、ちゃんと支えて、一緒に生きるということ。そういう考え方の転換が必要だと思います」

「枠の支援」から 「関係性の支援」へ

一方で、石川氏の勤める施設は、時代にあわせて「支援の在り方」をバージョンアップさせてきた。

「以前は、入所者に決まりや約束事を守らせるよう促す『枠の支援』が中心だったのですが、

それを徹底した個別支援に変えました。職員が入所者一人ひとりに付き合って具体的な“生きにくさ”を理解し、自己肯定感を育む関わりを継続し、地域社会ともう一度つながれるようにサポートする——。そういう『関係性の支援』に取り組みました。そこまでが、東京都外にある一施設の実践の限界でした」

「その先をどうしていくかは、ぜひ皆さんにお考えいただきたいと思います。この問題に関わるには覚悟が要りますが、気づいた人からやっていくしかないんです」

「女性支援」分野から

橋本久美子氏

特定非営利活動法人風テラス
アドバイザー



すべてを吐き出し、 問題を手放せるように

橋本久美子氏がアドバイザー／相談員として関わっている「風（ふう）テラス」とは、風俗で働く女性のための無料生活・法律相談窓口（対面、LINE通話、メール）のことである。寄せられる相談は多重債務、DV、離婚、障害・病気……と多岐に渡るが、風俗に特化した相談窓口であるがゆえの“強み”があると、橋本氏は言う。

「そもそも風テラスは『風俗で働く女性』からの相談を受け付ける前提の窓口ですから、相談者はスティグマにとらわれずに『風俗で働いていること』を含めて、ありのままを包み隠さず打ち明けることができます。相談員はそのすべてを受け止め、いま何をどうしたらよいか一緒に考えます」

「風俗で働いている女性たちは、自分の直面する現実を誰にも話せずに孤立しています。それ

によって、小さな困りごとでも雪だるま式に大きくなり、こんがらがった不安や絶望に飲み込まれてしまうんです。だから、安全が確保された場で『いま困っていること』を吐き出し、問題を“手放す”プロセスが必要です」

ほどよく他者に 依存して生きる

相談は、法律の専門家である弁護士と、福祉の専門家であるソーシャルワーカーが二人一組で対応する。困りごとをほぐし、一つひとつ解決への道筋を立てる。

「困った時は頼っていいんです。人は一人では生きていけないんだから。ほどよく他者に依存して生きることが、自立ということです」

風テラスでは、「自助グループ」にも取り組んでいる。

「みんな“わけあり”の背景をもって、匿名で勤めているから、同じ境遇の者同士のつながりが無い。仲間とおしゃべりして愚痴を言い合ったりすることで、新たな視点や解決に資する情報が得られたり、適度にガス抜きができたりして、気が付けば問題が解決していることが往々にしてあるものですが、彼女たちにはそれが無い。そこを補完する場にできたら…ということでした」

こうした実践は、専門職にとっての“学びの場”としても機能しているという。

「イベントを開催したり、活動がメディアに取り上げられたりすると、それをきっかけに、趣旨に賛同する弁護士、ソーシャルワーカーや学生さんが来られて、風テラスの活動にインターンとして参加してくれます。ほかでは得がたい経験を積むことができますし、仕事や学びにおおいに役立ていただけるかと思います。応援の輪が広がることは、大歓迎です」

（文責：東京社会福祉士会広報推進本部）

●地区の動き

「事業説明会」を随時開催しています！

— 直近の説明会の模様をご紹介します —

立ち直りを支える地域支援ネットワーク事業部では、地区会等のご協力の下、事業説明の機会を持たせていただき、各地区における事業への参画を募っています。2024年度新規支部設立（今年度は3支部を予定しています）の募集も始まりしました。説明会開催のご用命は tachinaori@tokyo-csw.org までお寄せください。

江戸川社会福祉士会 (1/17実施)

東京社会福祉士会の新規事業に関心集まる

江戸川社会福祉士会における説明会は、江戸川区内の会場で開催されました。東京社会福祉士会における新規事業に対する理解を深めたいというご要望があり、本事業部に説明会のお声かけをいただきました。小林副部長が会場に伺い、事業部の事業内容についてご説明しました。



説明の後、各会員からの発言があり、様々なバックグラウンドで活動なさっている様子が伺えました。定例の勉強会においては、司法に関する問題が頻繁に取り上げられるわけではなく、具体的な支部設立の動きもないとのことでしたが、3月には司法福祉に関連したイベントも開催される予定であり、多くの会員が関心を寄せてくださったように感じました

あだち社会福祉士会 (2/27実施)

立ち直り支援に関する議論深まる

あだち社会福祉士会における説明会は、オンラインで行われました。本事業部からは、生駒部長が事業部の事業説明とおた社会福祉士会における活動実践についてお話ししました。あだち社会福祉士会には、刑事司法における福祉の問題に関心の高い会員が多く所属しているため、その方々がコアメンバーとなって「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部あだち支部」の立ち上げにつながりました。

本説明会へのご参加の皆様は、生駒部長からの事業説明をもとに、足立区における司法福祉の実際に関して相互に意見を出し合い、今後の地区会としての活動の方向性について議論を深めていらっしゃいました。

今後足立区においては、地区会と支部、区内の社会資源とが相互に良い影響を及ぼし合いながら、取組が進んでいくことと感じました。



江東支部

勉強会を開催！

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部江東支部において、第1回オンライン講演会が開催されました。

「刑事司法ソーシャルワーカーの取り組みとは？」をテーマに、講師を招き、東京社会福祉士会における刑事司法ソーシャルワーカーの制度と実践について話を聞きました。

地域で活動していると、刑事司法ソーシャルワーカーと出会う機会は稀であり、どのような枠組みの中でどのような活動をしているのか、個別のケースをどのように支援に繋げていくのかなどは、なかなか見えません。

講師からの話題提供を受けて、地域で活動している支部のメンバーが、刑事司法ソーシャルワーカーの活動の実情を知り、協働の方法を考えたことで、対象者のより良い生活に寄与することができるのではないか、という切り口での意見交換を行いました。

このオンライン講演会は、江東支部の勉強の機会として今後も引き続き実施していく予定です。今後も、東京社会福祉士会会員である江東区在住在勤の方、江東区に関わりのある方のご参加をお待ちしています。

第1回オンライン講演会
「刑事司法ソーシャルワーカーの取り組みとは？」

「立ち直りを支える地域支援ネットワーク江東」は、専門職である社会福祉士の立場から、非行や犯罪の立ち直りを地域でどう支えて行ったらよいのかを考えていこうという会です。

第1回目の講演会テーマは
刑事司法ソーシャルワーカーの取り組みについてです。

刑事司法ソーシャルワーカーは、実際には、どんな場面で、どのようにソーシャルワークを行っているのか。地域のソーシャルワーカーとの連携とはどのようなものなのか。地域支援ネットワークはどうあるべきかを考えていきます。

「刑事司法ソーシャルワーカーの取り組みとは？」
日 時：2024年3月6日 19:30~21:30
講 師：一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく
代表理事 小林良子(社会福祉士・精神保健福祉士)
実施方法：オンライン講演会
申込方法：事務局まで、メールで、お名前・ご住所・所属を明示の上
第1回講演会申込としてお送りください。折り返し、ZOOMの
URLをお送りいたします。
募集対象：東京社会福祉士会会員の
江東区在住在勤の方
江東区にかかわりのある会員

主催：立ち直りを支える地域支援ネットワーク江東

●基礎的研修 1

市販薬と大麻の乱用・依存を考える

本年3/17～4/13の4週間、事前申込みをされた皆様を対象に、「基礎分野研修」（第1回目）の動画を限定配信しました。「市販薬と大麻の乱用・依存」をテーマにした、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部心理社会研究室の嶋根卓也室長による貴重なお話です。以下、アウトラインをご紹介します。

『助けて』が言えない子どもたち ～市販薬と大麻の乱用・依存を例に～

嶋根卓也氏（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部心理社会研究室長）



大麻・市販薬乱用が拡大する背景

大麻・市販薬乱用は増加の一途を辿っており、現代社会における深刻な問題となっている。大麻・市販薬の大量摂取は、急性中毒（意識障害等）によって命を落とすこともある危険な行為であり、薬物依存のリスクも無視しえない。乱用拡大の背景には、SNS上で大麻・市販薬の写真や体験談が氾濫して、恒常的に興味・関心が誘発されているという現実がある。

市販薬乱用が拡大する背景

① SNSによる拡散



「わたしは学校とバイトの両立つらくなって学校休みがちになったときにSNSでODしている人を見てやってみたらハマった」

どんな時にODしたくなりますか？
「みんなハキってるからやろーって感じ」
「鬱になった時」
「何も考えたくない時」
「死にたいってとき」
「毎日ハキってるからわからない」
「ハキらないとやっつけられない」

※対象は新宿歌舞伎町（ト一横）で出会った14～16歳の女性
本人の同意を得てインタビュー
※ハキる：オーバードーズを意味する隠語

② 入手アクセス



③ 自己治療



濫用等のおそれのある医薬品（薬機法）
1.エフェドリン、2.コデイン、3.ジヒドロコデイン、4.プロモバレリル尿素、5.ブソイドエフェドリン、6.メチルエフェドリン
※令和5年4月より「鎮咳去痰薬に限る」などの除外規定がなくなった原則として薬効分類ごとに1人1包装単位までの販売。乱用の対象となっている市販薬は、薬剤師による対面販売は必須ではなく、インターネットの購入も可能。

薬物問題を抱えた子どもたちに対する支援で大事なこと ——揺れ動く気持ちを理解し、一緒に悩み一緒に考える

大麻・市販薬の乱用は、社会的孤立から子どもたちが自ら「助けて」と言い出せず、その気持ちを薬と一緒に“飲み込んで”しまっているために起きている場合が少なくない。

大麻・市販薬を乱用している子どもたちの多くは、“薬を使いたい気持ち”と“辞めたい気持ち”の間で揺れ動いている。

薬を「やめさせる」という視点ではなく、まずは子どもの話を聞いて、悩みや生きづらさを共有する。一緒に悩んで一緒に考える、という態度で接することで、『助けて』と声を上げるハードルを下げていくことが大事である。



——文責：立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部・大川 邦幸

「基礎分野研修Ⅰ」は、立ち直りに関する問題の基礎的な知識を得るためのシリーズ化された研修です。2024年度は3回の実施を計画しており(いずれも無料)、次回は8月を予定しています。改めて特設サイトでご案内しますので、どうぞご期待ください。

●立ち直り支援FAQ

事業部に寄せられたご質問にお答えします！

(遠慮なさらず、なんでもお尋ねください！)



支部の活動として、どのようなものを想定していますか。

地域での事業開始を広くお知らせし、地域の関係機関、社会資源、地域住民に対する理解啓発やネットワークづくりのための活動など間接的な支援（社会的包摂の土壌を作る）。過去に犯罪や非行のあった対象者と出会い、相談窓口の開設や社会資源とのマッチング等の個別的・直接的な支援活動等、地域の実情に合った活動を想定しています。



活動に対する助成を受けられるようですが、お金の使い道に関して制限などはありますか。

資金分配団体である日本更生保護協会から示されている「対象外経費」は、本事業に直接必要ではない経費、経済的合理性を欠く経費、別の用途で使われる可能性のある経費、本事業後に返金される経費があり、基本的にはそれ以外の経費は助成可能です。

一方、事業を行うのは公益社団法人である東京社会福祉士会ですので、東京社会福祉士会のルールに基づく支出とする必要があります。活動開始時の予算書作成、毎月経費精算等について、事業部が都度ご相談に応じます。



支部設立を考えるに当たり、地域の更生保護関係団体（保護司会等）と連絡を取りたい場合はどうしたらいいですか。

事業部宛てご連絡ください。ご要望の内容を伺った上で、目的に合わせた情報提供や橋渡しをいたします。



立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業のスケジュール

年月	地区会・支部への説明・サポート	支部設立・事業	事業部主催の研修	広域ネットワークづくり	媒体発行	
2024	4月	地区会・支部への説明・サポート				第3号発行
	5月					
	6月	地区会への事業説明	あだち支部 ← 地域支援ネットワークづくり			
	7月	個別相談への対応	おきた支部 ← 地域支援ネットワークづくり	専門分野研修 第4号発行		
	8月		江東支部 ← 地域支援ネットワークづくり	基礎分野研修		
	9月	支部設立・伴走支援(随時実施オンライン)	杉並支部 ← 地域支援ネットワークづくり		シンポジウム開催	
	10月		西多摩支部 ← 地域支援ネットワークづくり	専門分野研修 第5号発行		
	11月					
	12月		F支部 ← 地域支援ネットワークづくり	基礎分野研修		
	2025	1月		専門分野研修 第6号発行		
		2月			シンポジウム開催	
		3月	活動実績発表	基礎分野研修		

司法福祉に関するニュースを抜粋してお知らせします！

司法福祉ニュースレーダー



●第2次再犯防止計画——ぜひ“地元”の状況をご確認あれ

再犯防止推進法（2016年制定）は、国に対して「再犯防止推進計画」の策定を義務づけ、都道府県および区市町村に対しては「地方再犯防止推進計画」の策定を努力義務と位置づけています。これにより、東京都はもとより、区市町村でも再犯防止推進計画が策定されているところです。

現在、国の再犯防止推進計画は第2次計画となっています（2023年3月～）。第1次からの変更点としては、7つの重点課題のうち6つ目の課題において、「地方公共団体との連携強化」が「地域による包摂の推進」に置き換えられました。さらに市区町村の役割として、「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域づくりを担う」ことを求めています。理由は、個々人の生活の基本（保健医療・福祉等の各種行政サービス）を区市町村が担っているためであるとされます。地域福祉計画では重層的支援体制整備事業（以下：重層）が進められていますが、「地域による包摂の推進」は重層に頼るところが大です。

さて、本年3月には「第2次東京都再犯防止推進計画」が策定されました。さらに、いくつかの区市町村で、第2次計画策定に向けた動きがみられます（ようやく第1次計画を作った、もしくは作るようとしているところもありますが…）。在住・在勤の地域ではどんな状況であるか、それぞれの自治体のホームページ等で確認してみてください。

策定にあたっては、保護司会など更生保護関係者を委員としているところが多いのですが、狛江市では社会福祉士枠を設けて委員会を組んでいます。国の計画でいわれているように、人々の生活に直結しているのは区市町村です。区市町村の動きに注目していく必要があります。

再犯の人は「福祉的支援が求められる人々」と考えますと、私たち社会福祉士の地域でのかかわりは大変重要なものとなってきます。

計画は以下からダウンロードできます

【国】第2次再犯防止推進計画：https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html

【都】第2次東京都再犯防止計画：https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/tyousa-keikaku/tyosa-keikaku/0000002137.html

●施行まで1年余、「拘禁刑」創設と「保護観察付執行猶予」の見直し

拘禁刑の創設などを柱とする改正刑法が、2025年6月1日から施行されます。更生保護法も改正され、2025年から再度の「保護観察付執行猶予」が取れるようになります。いずれも、社会復帰支援のために、特性にあった処遇を行う、もしくは特性の見極め等をおこなうためです。知的障害・発達障害・精神障害など、障害ごとの処遇をする矯正施設も、次々設置されています。

（文責：立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部副部長／司法福祉委員会委員長・小林良子）

●2023年度事業報告

当初ビジョンを具現化、次年度につながる活動

公益社団法人東京社会福祉士会
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部部長

生駒友一

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部は、2023年7月に東京社会福祉士会の事業推進センターに新設され、10名の運営部会メンバーで歩き始めました。この1年(実質9ヶ月)は、本事業部のミッションを事業計画に落とし込み、実際の活動につなげていく作業でした。物事を新しく作り出したり、活動し始めたりするときの苦労を「生みの苦しみ」と言いますが、まさにそのような期間だったのではないのでしょうか。

事業部で直接実施していく3つの直轄事業「研修」「広域連携」「広報」を振り返りますと、「研修」では12月10日に第1回専門分野研修「窃盗症者(クレプトマニア)の社会へのつなぎなおし支援」(講師：藤野京子氏)、3月17日～4月13日(オンライン視聴期間)で基礎分野研修Ⅰ「SOS「助けて」が言えないこどもたち～市販薬と大麻の乱用・依存を例に～」(講師：嶋根卓也氏)を開催しました。「広域連携」では2月12日に第1回広域ネットワーク研修シンポジウムを「居住・障害・女性」(司会：今福章二氏／登壇者：秋山雅彦氏、石川恒氏、橋本久美子氏)をテーマとして開催。「広報」では、本誌「All Right」を10月に創刊し、1月に第2号を発行してまいりました。

また、本事業の肝である「地域支援ネットワークづくり」には、当初想定を上回る5つの支部が初年度に手を挙げてくれました。どの支部もより良い地域づくりのために、長期的視野に立ちながら足元からの実践を着実に進めている姿勢が印象的です。対外的な活動が本格化するのこれからですが、江東支部が3月6日に第1回オンライン講演会「刑事司法ソーシャルワーカーの取り組みとは？」(講師：小林良子氏)を、杉並支部が3月16日に立ち直りを支える地域支援・杉並キックオフミーティング「講演『生きづらさを抱える人々の立ち直り支援～再犯防止・更生支援施策の現状と地域連携の課題～』(講師：大橋由美子氏)・意見交換『手を繋ぎみんなで社会資源になろう』」を開催しました。

その他、事業効果のエビデンスを収集することを目的に、「犯罪や非行をした人たちに対する支援経験等に関する調査」を実施しました。約1か月間に会員の約8.7%に当たる363人の会員からご回答いただきました。

紙面の関係で、この1年の全活動、お世話になったすべての方を取り上げることは難しいですが、事業部あるいは東京社会福祉士会会員のみならず、本事業にご協力いただいた皆さまのお陰で当初のビジョンを具現化し、次年度につながる活動を実施できました。

さあ、2年目へ。どのような境遇にあっても社会との適切なつながりを取り戻すことができる。当事者が心からそう信じられる、生き心地の良い社会となるようにソーシャルアクションの歩をともに進めていきましょう。引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。



2024年5月～7月の動き



月日	予定
随時	事業説明会（各地区又はオンライン）
日程未定（7月頃）	専門分野別研修
日程未定（8月頃）	基礎分野研修

リレーコラム

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部員が持ち回りで呟きます

「立ち直りに関わっていくということ」

澤 陽子

もう何年も前のことですが、刑事司法の知識不足を感じ、東京社会福祉士会司法福祉委員会に入会しました。当時支援していた高齢の方が、認知症により万引きを繰り返したり、近所トラブルがもとで傷害事件に発展したり……そんなことが続いた頃でした。

高齢福祉の現場では、かつて犯罪をしてしまった人とお会いすることが何度かありました。時間をかけ信頼関係ができて、ようやくそのことを教えてくれることもありましたが、最後まで隠そうとしている人もいました。その一人ひとりの人生の話に耳を傾けると、「もっと早くに何らかの福祉的支援があったとしたら……」と思うことが少なからずありました。そこには、何らかの社会問題が存在し、様々なきっかけが重なって犯罪に結びついていることが、見て取れました。

私たち社会福祉士は、過去に戻って歴史や事実を変えることはできません。でも、その人の生き直し、立ち直りについて一緒に考えていくことはできると思います。犯罪者の味方をするのかというご意見もあるかもしれませんが、しかし、立ち直りの支援は、再犯防止にもつながることだと思っています（社会的孤立と犯罪の関係性があることも、以前から指摘されています）。

ニュースを目にするとき、事件の背景に「届かなかったSOS」があったのではないかと考えることがあります。もっと早くにどこかで関わっていただければ……と思うことは、刑事司法の分野でなくても、皆さんも感じたことがあるかもしれません。介入や支援の遅れは、時に命とりになることもあります。回復のための時間が少ない高齢者では尚更です。後になってソーシャルワークの敗北を感じることはないように、何ができるかを地域の皆さんと一緒に考えていけたら幸いです。